

令和2年10月23日
独立行政法人
郵便貯金簡易生命保険管理・
郵便局ネットワーク支援機構

令和元年台風第15号及び令和元年台風第19号により被災された皆さまに対する 契約者貸付利率について

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構は、簡易生命保険契約について、被災された皆さまを対象に、非常取扱いの契約者貸付利率を適用し、普通貸付金の非常即時払の取扱いを実施しています。

この非常取扱いの契約者貸付利率の適用につきましては、令和2年10月30日（金）までの受付とし、令和2年11月2日（月）以降については、被災された旨のお申出をいただいた場合においても、通常の契約者貸付利率による貸付の取扱いを実施いたします。

なお、非常取扱いの契約者貸付利率又は通常の契約者貸付利率につきましては、ご契約の効力発生日やご契約の種類によりそれぞれ異なります。

<参考>

契約者貸付利率、前納割引率に関するお知らせ

https://www.yuchokampo.go.jp/kampo/oshirase_top04.html

お客さまのお問い合わせ先

かんぽコールセンター 0120-552-950

受付時間 平日 9:00～21:00

土、日、休日 9:00～17:00（1月1日から3日を除きます。）